

令和5年度地方創生臨時交付金にかかる実施状況等

○交付限度額及び交付決定額

	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金
令和5年度交付限度額①	6,824,267,000 円	14,347,451,000 円
令和6年度に繰り越した交付金額②	0 円	6,249,467,000 円
令和5年度交付決定額①－②	6,824,267,000 円	8,097,984,000 円

○交付対象経費及び充当額

◆新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

交付金事業と国の経済対策分野との関係	交付対象経費 (実施計画の充当見込額)	令和5年度充当額
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	1,580,536,000 円	901,822,500 円
⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	1,580,536,000 円	901,822,500 円
II. コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応	6,364,167,000 円	5,806,714,166 円
④-I. 原油価格高騰対策	876,228,000 円	791,778,828 円
④-II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	35,790,000 円	28,336,630 円
④-III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	16,750,000 円	10,488,500 円
④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	5,435,399,000 円	4,976,110,208 円
合計	7,944,703,000 円	6,708,536,666 円

◆物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

交付金事業と国の経済対策分野との関係	交付対象経費 (実施計画の充当見込額)	令和5年度充当額
I. 物価高から国民生活を守る	9,070,138,000 円	8,055,853,060 円

○各事業の実施状況等

次頁以降に記載

令和5年度地方創生臨時交付金にかかる実施状況等について

No.	補助・単独 (※1)	交付対象事業の名称 事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	経済対策との関係(※2)	交付対象経費(実施計画の充当見込み額)(円)	充当額(円)	実施状況	必要性と効果	所管
1	単 感染症対策資器材の整備	①ウィズコロナ下における感染症発生時に即応できる救急体制を確保するため、救急活動時の感染対策を行う。 ②消耗品費 6,663千円 ③感染防止衣 2,200円×2,000セット=4,400,000円 アイシールド 44円×8,500枚=374,000円 アイシールドフレーム 88円×250枚=22,000円 サージカルマスク 440円×600箱(50枚入)=264,000円 塩素・殺菌消毒剤 13,200円×15箱(60本入)=198,000円 人工鼻 660円×900個=594,000円 シューズカバー 1,980円×210箱(50組入)=415,800円 手指消毒剤 4,950円×80本(40入)=396,000円 ④消防職員	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	5,714,000	5,269,005	【実績】 以下の物資を整備 感染防止衣(上衣) 3,500着 感染防止衣(下衣) 3,190着 サージカルマスク 312箱 塩素・殺菌消毒剤 52箱(60本入) 人工鼻 1,300個 シューズカバー 390箱(50双入) 手指消毒剤 78本 等	【必要性】 救急活動時の新型コロナウイルス感染対策を実施するため、物資の整備が必要であった。 【効果】 物資の整備により、救急活動に影響が出ることはなく、新型コロナウイルス感染症に対して即応できる救急体制の確保に効果があった。	消防局
2	補 障害者総合支援事業費補助金	①指定障害福祉サービス等事業所の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別な支援等を行った場合におけるかき増し経費の一部又は全部を補助する。 ②衛生用品等の購入費用、消毒作業委託費用、職員の時間外手当等のかき増し経費に対する補助金 ③15,900千円 (1) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援 ・感染者が発生した事業所等における費用 270千円×50事業所=13,500千円 ・その他の事業所における費用 100千円×3事業所=300千円 ・障害者支援施設又は共同生活援助事業所における費用 150千円×8事業所=1,200千円 (2) 障害福祉サービス事業所との連携支援 100千円×9事業所=900千円 ④市内の指定障害福祉サービス等事業所	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	5,300,000	1,993,000	【交付決定数】 33件 【実績】 衛生用品等(使い捨て手袋、消毒液、ペーパータオル、マスク、フェイスシールド)の購入費用、消毒作業委託費用、職員の時間外手当等のかき増し経費を補助	【必要性】 コロナ禍においても障害福祉サービス事業所の事業を継続するため、新型コロナウイルス感染者等が発生した事業所への支援が必要であった。 【効果】 新型コロナウイルス感染者等が発生した事業所における衛生用品等の購入費用及び職員の時間外手当等のかき増し経費に対して補助を行ったにより、事業継続に効果があった。	健康福祉局
3	単 施設内療養支援金給付事業(障害分)	①新型コロナウイルスに罹患し、病院への入院ができず一定期間施設内で療養することになった場合において、施設でのケアを継続するため、支援金を支給する。 ②報償費 ③④ 障害者施設 210千円×300人	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	63,000,000	7,230,000	【実績】 障害者施設 73施設	【必要性】 新型コロナウイルスに罹患し、病院への入院ができずに施設内で療養することになった場合に施設内でのケアを継続するために支援金が必要であった。 【効果】 施設でのケア継続に効果があった。	健康福祉局
4	単 施設内療養支援金給付事業	①新型コロナウイルス感染症に罹患し、一定期間入所施設等内で療養することになった場合において、入所施設等でのケアを継続するため、支援金を支給する。 ②報償費 ③④ 児童養護施設 30千円×980人・日=29,400千円 ファミリーホーム 30千円×40人・日=1,200千円 母子生活支援施設 30千円×330世帯・日=9,900千円	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	40,500,000	2,255,000	【実績】 ・児童養護施設 3施設 ・母子生活支援施設 1施設	【必要性】 新型コロナウイルスに罹患し、一定期間施設内で療養することになった場合に施設内でのケアを継続するために支援金が必要であった。 【効果】 入所施設等でのケア継続に効果があった。	子ども青少年局
5	補 子ども・子育て支援交付金	①新型コロナウイルス感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、子どもを安心して育てることができる保育環境の整備を行うため、保育の継続的な実施に必要な費用(施設内の消毒清掃費用や職員の感染等による人員不足に伴う職員の保育人材等の費用)を補助する。 ②保健衛生用品や備品等の購入費用、施設内の消毒作業等の委託費、職員が感染症対策に資する業務に従事した際のかき増し経費に対する補助金 ③子ども・子育て支援分 107,700千円 [内訳] 延長保育事業 補助上限額250千円×118施設=29,500千円 補助上限額200千円×28施設=5,600千円 補助上限額150千円×58施設=8,700千円 一時預かり事業 補助上限額300千円×213施設=63,900千円 ④市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	35,902,000	5,221,000	【交付決定数】 145件 【実績】 施設内の消毒作業など保育の継続的な実施に必要な費用を補助	【必要性】 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施する必要があり、これに要する経費の支援が必要であった。 【効果】 施設内の消毒作業など保育の継続的な実施に必要な費用を補助したことで、保育施設における感染対策が徹底され、子どもを安心して育てることができる保育環境の整備に効果があった。	子ども青少年局

№.	補助・単独（※1）	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係（※2）	交付対象経費（実施計画の充当見込み額）（円）	充当額（円）	実施状況	必要性と効果	所管
6	補	保育対策事業費補助金	①新型コロナウイルス感染者や感染者と接触した者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、子どもを安心して育てることができる保育環境の整備を行うため、保育の継続的な実施に必要な費用（施設内の消毒清掃費用や職員の感染等による人員不足に伴う職員の保育人材等の費用）を補助する。 ②保健衛生用品や備品等の購入費用、施設内の消毒作業等の委託費、職員が感染症対策に資する業務に従事した際のかり増し経費に対する補助金 ③保育対策総合支援事業費 108,400千円 【内訳】 補助上限額500千円×127施設＝63,500千円 補助上限額400千円×38施設＝15,200千円 補助上限額300千円×99施設＝29,700千円 ④市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	54,200,000	14,852,000	【交付決定数】 145件 【実績】 施設内の消毒作業など保育の継続的な実施に必要な費用を補助	【必要性】 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施する必要がある、これに要する経費の支援が必要であった。 【効果】 施設内の消毒作業など保育の継続的な実施に必要な費用を補助したことで、保育施設における感染対策が徹底され、子どもを安心して育てることができる保育環境の整備に効果があった。	子ども青少年局
7	単	堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務	①市立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の負担軽減のため委託している送迎バス運行について、ウィズコロナ下における感染症の発生の予防及び蔓延を防止するため、バス1台（介助のための添乗員2人乗車）の増加を継続し、通学バス内の密を緩和する（増便分の契約が終了する令和6年3月末まで）。 ②バスの運行に伴う使用料及び賃借料（自動車借上料） ③バス（運転手付）及び添乗員を借り上げた時間に台数と人数をそれぞれ乗じた金額 【バス（運転手付き） 単価3,960円】 1台×（8時間×189日+6時間×17日+3時間×4日）＝1,626時間⇒6,438,960円 【添乗員 単価1,320円】 2人×（8時間×189日+6時間×17日+3時間×4日）＝3,252時間⇒4,292,640円 ④特別支援学校在籍の児童生徒	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	10,732,000	10,454,400	【実績】 バス1台及び添乗員2人を増加し、通学バスを運行	【必要性】 ウィズコロナ下における感染症の発生の予防及び蔓延を防止するため、通学バス内の密の緩和が必要であった。 【効果】 通学バス及び添乗員を増員したことで、バス内での感染を防ぐ効果があった。	教育委員会事務局
8	補	学校保健特別対策事業費補助金	①ウィズコロナ下における感染症の予防及び蔓延の防止を図り学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者の発生に伴う対応やその後の教育活動継続等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施するに当たり、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動体制の整備経費を支援する。 ②消耗品費、備品購入費 ③100千円×1校、900千円×34校、1,350千円×56校、1,500千円×1校、1,800千円×45校、2,700千円×1校、2,800千円×1校 ④小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	97,150,000	38,263,177	【実績】 ・小学校 92校 ・中学校 44校（夜間学級含む） ・高等学校 1校 ・支援学校 3校 各校において感染対策、学習保障のための消耗品、備品を購入	【必要性】 学校教育活動を継続させるために、新型コロナウイルス感染症対策の強化が必要であった。 【効果】 ウィズコロナ下における感染症の予防及び蔓延の防止、学校教育活動を継続できる環境の維持に効果があった。	教育委員会事務局
9	単	新型コロナウイルス感染者対応のための体制拡充等に伴う人材派遣職員雇用事業	①新型コロナウイルス感染者に対する療養証明書発行や公費決定など各種事務対応のため、当該業務の終了が見込まれる5月末まで、人材派遣職員を雇用する。 ②人材派遣委託料 ③1,925円×7.5h×48日×（4名）（平日・土） 1,925円×7.5h×1.35×13日×（1名）（日・祝） 計3,026千円 ④地方公共団体	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	3,026,000	1,443,597	【実績】 人材派遣職員雇用 延べ97人・750時間	【必要性】 新型コロナウイルス感染者への療養証明書発行や公費決定などの対応のため、事務体制の強化が必要であった。 【効果】 事務体制強化により、新型コロナウイルス感染者への療養証明書発行や公費決定などの事務を継続的かつ円滑に実施できる効果があった。	健康福祉局
10	単	高齢者施設の従事者等の検査	①ウィズコロナ下において国の方針としても示される、福祉施設における感染拡大防止に取り組むため、感染症の発生予防及び蔓延防止等のため高齢者施設の従事者等に対して新型コロナウイルス感染症のPCR検査（プール検査）を実施する。 ②高齢者施設の従事者等に対する検査にかかる経費 ③3,190円×66,000件＝210,540,000円 ④高齢者施設の従事者等	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	210,540,000	183,619,920	【実績】 PCR検査（プール検査） 54,874件	【必要性】 高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高いことから、高齢者施設等において新型コロナウイルスに感染している無症状の従事者を早期に発見する必要があった。 【効果】 高齢者施設等における従事者において、早期に無症状の感染者を把握したことで、施設内での感染拡大防止に効果があった。	健康福祉局
11	単	新型コロナウイルス感染症高齢者施設等検査センター負担金	①ウィズコロナ下において、高齢者施設等における陽性者の早期探知と対策実施を府下方針とする中で、高齢者施設等で有症状者が発生した場合に早期検査を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした体制を確保する。 ②検査機関に対する大阪府負担の委託料のうち賞書に基づく費用負担金 ③【抗原検査】600件/月×11ヵ月×単価875円/件×1.1（消費税額）＝6,353千円 ④高齢者施設等	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	6,353,000	79,887	【実績】 抗原検査等 111件	【必要性】 高齢者施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした体制を確保するため、高齢者施設等の入所者及び従事者に有症状者が発生した場合に早期に検査を行う必要があった。 【効果】 早期に新型コロナウイルス感染者を把握したことで、施設内での感染拡大防止に効果があった。	健康福祉局

№.	補助・単独（※1）	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係（※2）	交付対象経費（実施計画の充当見込み額）（円）	充当額（円）	実施状況	必要性と効果	所管
12	単	介護サービス提供体制確保事業（施設内療養支援）	①新型コロナウイルスに罹患し、病院への入院ができず一定期間施設内で療養することになった場合において、施設でのケアを継続するため、支援金を支給する。 ②補助金・負担金 ③④ （高齢者施設等）3万円×療養日数×人数 ※大阪府の介護サービス提供体制確保事業の施設内療養において、要件を満たさないもののみ対象	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	70,000,000	104,900,000	【実績】 高齢者施設等 124施設	【必要性】 新型コロナウイルスに罹患し、高齢者等が病院への入院ができず施設内で療養することになった場合に施設内でケアを継続するための支援が必要であった。 【効果】 施設でのケア継続に効果があった。	健康福祉局
13	補	児童福祉事業対策費等補助金	①児童養護施設等は適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められており、新型コロナウイルスの第5類移行後も感染症対応力を維持しつつ、業務の継続的な実施を支援するため、マスク等の購入や消毒に必要な経費の他、コロナ罹患児童に対応する職員の手当に必要な経費等を補助する。 ②負担金、補助及び交付金 ③④ 児童養護施設（3施設） 計 2,927,000円	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	1,464,000	1,463,500	【実績】 児童養護施設 3施設	【必要性】 児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染等による、かかり増し経費や人材不足が課題であったため、事業継続の支援が必要であった。 【効果】 施設の消毒、衛生用品の購入や職員への一時金に対する補助により、業務の継続的な実施に効果があった。	子ども青少年局
14	単	公立学校情報機器整備（情報機器リース事業）	①新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子どもたちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備するため、児童生徒へ1人1台の端末を提供する。 ②使用料及び賃借料（機械・機器等借上料） ③1人1台端末、ソフト、保守等リース料、ネットワーク関連機器のリース 976,654,800円 ・645,387,600円＝53,782,300円×12か月（1人1台端末） ・331,267,200円＝27,605,600円×12か月（ネットワーク関連機器） ④公立の中小支援学校の児童生徒	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	976,655,000	524,778,014	【実績】 賃借借端末 69,965台を提供 ネットワーク関連機器 138校に設置	【必要性】 学校の臨時休業等の緊急時において、ICTの活用により子どもたちが家庭にいても学習を継続できる環境の整備が必要であった。 【効果】 子どもたちが家庭にいても学習を継続できる環境の整備に効果があった。	教育委員会事務局
15	単	医療機関等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍において光熱費の高騰による影響を受けている医療機関等に対し、医療用物資を配布することで負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②委託料、役務費 ③委託料：733千円、役務費：110千円 ④保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）、保険薬局、指定訪問看護事業所、助産所 ※国または地方公共団体が開設者である医療機関を除く。	④-I. 原油価格高騰対策	843,000	826,596	【実績】 医療機関等 814施設	【必要性】 コロナ禍において光熱費の高騰による影響を受けている医療機関等が安定的かつ継続的にサービスを提供するため支援が必要であった。 【効果】 医療機関等の負担が軽減され、安定的かつ継続的なサービスの提供に効果があった。	健康福祉局
16	単	物価高騰対応支援金支給事業（高齢者施設分）	①コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けた事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②報償費、役務費、工事請負費、委託料、使用料 ③④ 市内全事業所を対象とし、各サービス、事業所規模に応じて支給 報償費 396,250千円 郵送料 196千円 振込手数料 176千円 工事請負費 160千円 委託料 6,000千円 機器等借上料 550千円	④-I. 原油価格高騰対策	403,332,000	376,425,000	【実績】 高齢者施設等 930施設	【必要性】 コロナ禍において電気・ガス料金等の物価高騰による影響を受けている高齢者施設等が安定的かつ継続的にサービスを提供するため支援が必要であった。 【効果】 高齢者施設等の負担が軽減され、安定的かつ継続的なサービスの提供に効果があった。	健康福祉局
17	単	医療機関等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍において光熱費の高騰による影響を受けている医療機関等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②報償費、委託料、役務費 ③報償費：249,825千円（病院・2床以上の有床診療所：15千円×11,775許可病床数、その他：30千円×2,440施設） 委託料：5,230千円 役務費：823千円 ④保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）、保険薬局、施術所、歯科技工所、指定訪問看護事業所、助産所 ※国または地方公共団体が開設者である医療機関や受領委任取扱いの登録を受けていない施術所等を除く。	④-I. 原油価格高騰対策	255,878,000	249,596,232	【実績】 医療機関等 2,316施設	【必要性】 コロナ禍において光熱費の高騰による影響を受けている医療機関等が安定的かつ継続的にサービスを提供するため、支援が必要であった。 【効果】 医療機関等の負担が軽減され、安定的かつ継続的なサービスの提供に効果があった。	健康福祉局

№	補助・単独（※1）	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係（※2）	交付対象経費（実施計画の充当見込み額）（円）	充当額（円）	実施状況	必要性と効果	所管
18	単	保護施設に係る物価高騰対応支援金	①コロナ禍において電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている保護施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②報償費、役務費（通信運搬費） ③④ 救護施設 1,260千円×1施設 郵送料 1千円	④-I. 原油価格高騰対策	1,261,000	1,260,000	【実績】 救護施設 1施設	【必要性】 コロナ禍において電気・ガス料金等の物価高騰による影響を受けている救護施設が安定的かつ継続的にサービスを提供するため、支援が必要であった。 【効果】 救護施設の負担が軽減され、安定的かつ継続的なサービスの提供に効果があった。	健康福祉局
19	単	障害者施設等物価高騰対応支援金支給事業	①コロナ禍において光熱費の高騰による影響を受けている障害者施設等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②報償費、委託料、役務費 ③報償費：125,790千円（施設入所支援：900千円×5施設、共同生活援助、生活介護：120千円×426施設、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所：100千円×520施設、その他：10千円×1817施設） 委託料：1,380千円、役務費：317千円 ④障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づく指定又は登録を受けている障害者施設等及び障害者総合支援法に規定する補装具の購入等に要した費用の支給決定に至った補装具の提供を行った事業者	④-I. 原油価格高騰対策	127,487,000	122,057,000	【実績】 障害者施設等 767施設	【必要性】 コロナ禍において光熱費の高騰による影響を受けている障害者施設等が安定的かつ継続的にサービスを提供するため、支援が必要であった。 【効果】 障害者施設等の負担が軽減され、安定的かつ継続的なサービスの提供に効果があった。	健康福祉局
20	単	公共交通路線維持支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、依然として同感染症拡大前の水準に戻っていないことに加え、原油価格・電力価格高騰により厳しい経営状況にある路面公共交通事業者に対し、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図るため、燃料費等の高騰による負担増への支援を行う。 ②原油価格・電力価格高騰に伴う燃料費等高騰分 ③ ・南海バス 517,512.00L（令和4年度上半期月平均軽油使用量）×23,186km/38,959km（営業キロ按分）×31.9円/L（令和3年4月と令和5年10月以降の軽油単価差額見込）×6ヵ月=58,950千円 ・近鉄バス 112,656.66L（令和4年度上半期月平均軽油使用量）×792km/7,720km（営業キロ按分）×31.9円/L（令和3年4月と令和5年10月以降の軽油単価差額見込）×6ヵ月=2,213千円 ・阪堺電気軌道 令和3年4月の電車動力費：4,544,781円 令和5年上半期の月平均電車動力費（見込み）：9,228,473円 （9,228,473円-4,544,781円）×7.9/18.3（堺市内距離按分）×12ヵ月=24,264千円 ④南海バス株式会社、近鉄バス株式会社、阪堺電気軌道株式会社	④-I. 原油価格高騰対策	85,427,000	39,615,000	【実績】 以下の路面公共交通事業者に対し、燃料費等の高騰分を支援 ・南海バス ・阪堺電車	【必要性】 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、依然として感染拡大前の水準に戻っていないことに加え、原油価格・電力価格高騰による影響を大きく受けている路面公共交通事業者に対し、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図るため支援が必要であった。 【効果】 路面公共交通事業者に対し、燃料費等の高騰による負担増への支援を実施したことで、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持に効果があった。	建築都市局
21	単	公共交通省エネルギー対策支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、依然として同感染症拡大前の水準に戻っていないことに加え、原油価格・電力価格高騰により厳しい経営状況にある路面公共交通事業者に対し、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図るため、踏切照明のLED化に要する経費の補助を行う。 ②LED化に要する経費 ③踏切照明：16灯（7か所）×125千円/灯=2,000千円 ④阪堺電気軌道株式会社	④-I. 原油価格高騰対策	2,000,000	1,999,000	【実績】 踏切照明のLED化 7か所	【必要性】 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、依然として感染拡大前の水準に戻っていないことに加え、電力価格高騰による影響を大きく受けている路面公共交通事業者に対し、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図るため支援が必要であった。 【効果】 路面公共交通事業者に対し踏切照明のLED化に要する経費に対する支援を実施したことで、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持に効果があった。	建築都市局
22	単	有機質肥料奨励事業補助金	①コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う化学肥料価格高騰の影響を大きく受けている農業者に対し、化学肥料から安価な有機質肥料等への転換を促進し、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業を振興するため、堆肥その他有機質肥料等の購入に要する費用の一部を補助する。 ②肥料登録または届出されている有機質を含む肥料の購入費（令和5年6月から12月まで）、人件費及び事務経費 ③補助金：11,400千円、委託料：575千円、事務経費：315千円 ④「堺のめぐみ」生産農業者等	④-II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	12,290,000	4,906,630	【交付決定数】 137件 【実績】 令和5年6月から12月までに農業者が有機質を含む肥料の購入に要した費用を補助	【必要性】 コロナ禍において、輸入に依存する化学肥料の高騰を受け、農家が化学肥料から有機質肥料等への転換や使用を促進するため、有機質を含む肥料等の購入費用を補助する必要があった。 【効果】 化学肥料から安価な有機質肥料等への転換を促進したことで、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業の振興に効果があった。	産業振興局

No.	補助・単独（※1）	交付対象事業の名称 事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係（※2）	交付対象経費（実施計画の充当見込み額）（円）	充当額（円）	実施状況	必要性と効果	所管
23	単 堆肥生産支援金	①コロナ禍における物価高騰により配合飼料・粗飼料の価格が高騰しており、酪農経営に大きな影響を受けていることから、畜産農業者の営農継続を支援する。併せて、輸入に依存する化学肥料の使用量を削減し、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業を振興するため、家畜排せつ物から生産する堆肥を地域内資源として耕種農家に安定的に供給する。 ②牛の飼養の経費の一部 ③牛1頭当たり10千円×1,000頭 ④堺市内で牛を飼養する農業者	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	10,000,000	9,930,000	【交付決定数】 13件 【実績】 牛を飼養する畜産農業者の営農継続等を支援	【必要性】 コロナ禍において飼料代などの物価高騰に直面する畜産農業者の営農継続を支援する必要がある。併せて、家畜排せつ物から生産する堆肥を地域内資源として耕種農家に安定的に供給することで、輸入に依存する化学肥料の使用量を削減し、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業を振興する必要がある。 【効果】 物価高騰に直面する畜産農業者を支援したことにより、営農継続に効果があった。家畜排せつ物から生産する堆肥を地域内資源として耕種農家に安定的に供給したことで、輸入に依存する化学肥料の使用量を削減し、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業の振興に効果があった。	産業振興局
24	単 畜産堆肥地域内利用促進事業補助金	①コロナ禍において高騰する化学肥料の使用量の削減及び地域内資源の循環を促進することにより、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業を振興するため、物価高騰などの影響を受けている市内で堆肥を生産する団体に対し、生産される堆肥をペレット化する機械等の導入費用の一部を補助し、より利便性の高く、安価な堆肥を耕種農家に供給する環境を整備する。 ②堆肥をペレット化する機械等の導入費用の一部 ③15,000千円程度の機械導入の9割を補助 ④市内で飼養する畜産農家3戸以上で組織し、市内で堆肥を生産する団体	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	13,500,000	13,500,000	【交付決定数】 1件 【実績】 市内で生産される堆肥をペレット化する機械の導入費用の一部を補助	【必要性】 コロナ禍において輸入に依存する化学肥料の高騰を受け、農家が化学肥料から有機質肥料等への転換や使用を促進するため、堆肥をペレット化する機械の導入費用の補助が必要であった。 【効果】 畜産業の副産物である家畜排せつ物由来の堆肥は地域資源であり、堆肥をペレット化する機械を導入し、化学肥料の使用量の削減及び地域内資源の循環を促進したことにより、環境に配慮し地域に根差した持続可能な都市農業の振興に効果があった。	産業振興局
25	単 堺市中小企業デジタル化促進補助金	①新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式等の変容が進む中において、デジタルツールを活用して生産性向上をめざす中小企業を支援するため、将来にわたり継続的に自社の業務の成長・発展に取り組む費用の一部を補助する。 ②補助金及び事務費 ③市内中小企業のデジタル技術導入や運用に要する経費補助：14,000千円 専門家相談体制構築費用（補助金）：2,750千円 ④市内中小企業者	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	16,750,000	10,488,500	【交付決定数】 13件 【実績】 生産性向上をめざし、製造面・販売面等のデジタル化に取り組む費用を補助	【必要性】 新型コロナウイルス感染症の拡大により新しい生活様式への変容が進む中、中小企業の生産性向上を目的とするデジタル化の支援が必要であった。 【効果】 中小企業者のデジタル技術活用による生産性向上に効果があった。また自社のデジタル化の現状や課題を把握できたことで、今後の取組の方向性を明確化し経営基盤の強化にも効果があった。	産業振興局
26	単 住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う負担軽減を図るため、負担感が大きい低所得世帯へ給付金を支給し、生活の支援を行う。 ②③ 扶助費 世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯等107,787世帯×3万円＝3,233,610千円 ④世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯等	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	3,233,610,000	3,233,550,000	【実績】 住民税非課税世帯等 107,785世帯	【必要性】 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯へ給付金を支給し、生活の支援を行う必要がある。 【効果】 住民税非課税世帯等に対し迅速に給付金を支給したことにより、物価高騰の負担を軽減する効果があった。	健康福祉局
27	単 住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業【低所得者世帯給付金】（事務費）	①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う負担軽減を図るため、負担感が大きい低所得世帯へ給付金を支給し、生活の支援を行う。 ②③ 委託料 409,864千円 役員費 40,000千円 使用料及び賃借料 10,000千円 負担金 10,000千円 報酬 1,047千円 職員手当 3,000千円 旅費 39千円 消耗品費 50千円 ④世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯等	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	474,000,000	153,797,666	【実績】 住民税非課税世帯等 107,785世帯	【必要性】 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯へ給付金を支給し、生活の支援を行う必要がある。 【効果】 住民税非課税世帯等に対し迅速に給付金を支給したことにより、物価高騰の負担を軽減する効果があった。	健康福祉局

補助・単独 （※1）	交付対象事業 の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との 関係（※2）	交付対象経費 （実施計画の充 当見込み額） （円）	充当額（円）	実施状況	必要性と効果	所管
28	単 学校給食の 食材費高騰 への支援	①コロナ禍において物価高騰等に直面する市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校に通う児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、令和5年度分の食材費高騰分を支援する。 ②食糧費 ③小学校 15円×40,284人×192回=116,017,920円 中学校 選択制給食 15円×延べ273,216人=4,098,240円 中学校 完全給食 15円×77人×192回=221,760円 特別支援学校 15円×458人×186回=1,277,820円 ④公益財団法人堺市学校給食協会	④-IV. コロナ 禍において物 価高騰等に直 面する生活困 窮者等への支 援	121,616,000	92,856,000	【対象期間】 令和5年4月11日～令和6年3月21日 【実績】 ・小学校 延べ7,385,146人 ・中学校 延べ340,636人 ・支援学校 延べ75,291人	【必要性】 コロナ禍において物価高騰に直面する児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を実施する必要がある。 【効果】 食材費高騰分を支援したことで、児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を実施することができた。	教育委員会 事務局
29	単 学校給食費 の無償化（2 学期・3学期）	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価が高騰している状況を踏まえ、市立小学校及び市立特別支援学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得制限を設けずに2学期及び3学期（令和5年8月～令和6年3月）の学校給食費を無償化する。 ②食糧費 ③ 小学校 低学年245円×12,932人×126回=399,210,840円 中学年250円×13,270人×126回=418,005,000円 高学年（5年生）255円×6,851人×126回=220,122,630円 高学年（6年生）255円×7,009人×124回=221,624,580円 特別支援学校 低学年245円×93人×121回=2,756,985円 中学年250円×88人×121回=2,662,000円 高学年255円×255人×121回=7,868,025円 ※対象は児童生徒の学校給食費のみ。（教職員分は除く。） ④市立小学校及び市立特別支援学校に通う児童生徒の保護者	④-IV. コロナ 禍において物 価高騰等に直 面する生活困 窮者等への支 援	1,272,250,000	1,216,505,235	【対象期間】 令和5年8月25日～令和6年3月21日 【実績】 ・小学校 延べ4,831,332人 ・支援学校 延べ47,791人	【必要性】 コロナ禍において物価高騰等に直面する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する必要がある。 【効果】 給食費無償化により児童生徒の保護者の経済的負担の軽減に効果があった。	教育委員会 事務局
30	単 学校給食の 食材費高騰 への追加支 援（2学期・3 学期）	①コロナ禍において物価高騰等に直面する市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校に通う児童生徒の保護者に対し、令和5年度分の食材費高騰分を支援しているが、保護者負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を提供するため、令和5年8月から令和6年3月までの8か月間（2～3学期）の学校給食費に係る「大阪府が定める給食物資の価格上昇により不足する費用」を追加支援する。 ②食糧費 ③ 小学校 10円×40,062人×126回=50,479千円 中学校 選択制給食 10円×延べ273,216人=2,732千円 中学校 完全給食 10円×74人×125回=93千円 特別支援学校 10円×436人×121回=528千円 ※対象は児童生徒の物価高騰分のみ。（教職員分は除く。） ④市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校に通う児童生徒の保護者	④-IV. コロナ 禍において物 価高騰等に直 面する生活困 窮者等への支 援	53,832,000	45,326,763	【対象期間】 令和5年8月25日～令和6年3月21日 【実績】 ・小学校 延べ4,831,332人 ・中学校 延べ224,038人 ・支援学校 延べ47,791人	【必要性】 コロナ禍において物価高騰等に直面する児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を提供する必要がある。 【効果】 食材費高騰分を支援したことで、児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を実施することができた。	教育委員会 事務局
31	単 民間教育・保 育事業者へ の物価高騰 対応支援金	①コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた民間の教育・保育施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な保育サービスの提供を支援する。 ②給食費及び光熱費の高騰に対応するための支援金（報償費）及び事務委託料 ③給食費：児童1人あたり441円×見込数25,969人×12月=137,428千円 光熱費：定員1人あたり241円×見込数29,077人×6月=42,046千円 事務委託料：770千円 ④市内の認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業所・認可外保育事業所	④-IV. コロナ 禍において物 価高騰等に直 面する生活困 窮者等への支 援	180,244,000	168,696,000	【交付決定数】 275件 【実績】 民間の教育・保育施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な保育サービスの提供を支援	【必要性】 コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた民間の教育・保育施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な保育サービスの提供を支援する必要がある。 【効果】 民間の教育・保育施設に対して、支援金を支給したことにより、安定的かつ継続的な保育サービスの提供に効果があった。	子ども青少 年局
32	単 堺市児童養 護施設等に 係る物価高騰 対応支援金	①コロナ禍において電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている児童養護施設等の負担を軽減し、利用者への安定的なサービスの提供を支援する。 ②報償費 ③④ 児童養護施設（定員50名以上） 1施設あたり 2,676千円×3施設=8,028千円 児童養護施設（定員20名以上49名以下） 1施設あたり 1,570千円×1施設=1,570千円 乳児院 1施設あたり273千円×1施設=273千円 母子生活支援施設 1施設あたり557千円×1施設=557千円 里親、小規模住居型児童養育事業者 委託児童数60人×43千円=2,580千円	④-IV. コロナ 禍において物 価高騰等に直 面する生活困 窮者等への支 援	13,008,000	12,341,500	【実績】 ・児童養護施設 4施設 ・乳児院 1施設 ・母子生活支援施設 1施設 ・ファミリーホーム 4施設 ・里親 27か所	【必要性】 コロナ禍において電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている児童養護施設等が利用者へ安定的なサービスを提供するため、支援する必要がある。 【効果】 施設等の負担が軽減され、利用者への安定的なサービスの提供に効果があった。	子ども青少 年局

№	補助・単独(※1)	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	経済対策との関係(※2)	交付対象経費(実施計画の充当見込み額)(円)	充当額(円)	実施状況	必要性と効果	所管
33	補	妊娠出産子育て支援交付金	①コロナ禍中での婚姻件数や出生数の減少に加え、物価が高騰する状況下において、妊婦や子育て家庭のニーズに応じた効果的な支援を充実させるため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する。 ②③伴走型相談支援21,937千円 出産・子育て応援ギフト9,982人×50,000円=499,100千円 ④令和4年4月以降に妊娠、出産された家庭	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	86,839,000	53,037,044	【実績】 支援件数 15,423件	【必要性】 コロナ禍中での婚姻件数や出生数の減少に加え、物価が高騰する状況下において、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊婦や子育て家庭のニーズに応じた効果的な支援を充実させる必要があった。 【効果】 妊婦や子育て家庭のニーズに応じた支援の充実に効果があった。	子ども青少年局
34	単	住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業【物価高騰対策給付金】	①物価高騰に伴う負担軽減を図るため、低所得世帯へ給付金を追加支給し、生活を支援する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 令和5年度分の住民税非課税世帯 109,476世帯×70千円=7,663,320千円 事務費 218,952千円 ・需用費(事務用品等)、役務費(郵送料等)、委託料、使用料及び賃借料、人件費等 ④令和5年度分の住民税非課税世帯(109,476世帯)	I. 物価高から国民生活を守る	7,882,272,000	7,368,052,647	【実績】 住民税非課税世帯等 106,695世帯	【必要性】 低所得者支援を補足する給付として、物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得世帯へ給付金を支給し、生活の支援を行う必要があった。 【効果】 低所得世帯へ給付金を追加支給したことで、物価高騰に伴う負担を軽減し、生活を支援する効果があった。	健康福祉局
35	単	低所得者世帯臨時特別給付金支給事業【物価高騰対策給付金】(住民税均等割のみ課税世帯への支援)	①物価高騰に伴う負担軽減を図るため、住民税均等割のみ課税世帯等へ給付金を支給し、生活を支援する。 ②住民税均等割のみ課税世帯等への給付金及び事務費 ③給付金額 令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯等 5,400世帯×100千円=540,000千円 事務費 82,945千円 ・需用費(事務用品等)、役務費(郵送料等)、委託料、使用料及び賃借料、人件費等 ④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯(5,400世帯)	I. 物価高から国民生活を守る	622,945,000	182,127,019	【実績】 住民税均等割のみ課税世帯等 1,458世帯	【必要性】 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対し住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行う必要があった。 【効果】 住民税均等割世帯へ給付金を支給したことで、物価高騰に伴う負担を軽減し、生活を支援する効果があった。	健康福祉局
36	単	低所得者世帯臨時特別給付金支給事業【物価高騰対策給付金】(子ども加算)	①物価高騰に伴う負担軽減を図るため、子育てをしている低所得世帯へ給付金を加算して支給し、生活を支援する。 ②子育てをしている低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 令和5年度分の低所得世帯の子どもの人数 8,964人×50千円=448,200千円 事務費 82,945千円 ・需用費(事務用品等)、役務費(郵送料等)、委託料、使用料及び賃借料、人件費等 ④令和5年度分の低所得世帯の子どもの人数(8,964人)	I. 物価高から国民生活を守る	531,145,000	500,872,981	【実績】 低所得世帯の子ども13,260人分を加算給付	【必要性】 低所得世帯への給付の加算として世帯人数が多い子育て世帯に対し支援を行う必要があった。 【効果】 子育てをしている低所得世帯へ給付金を支給したことで、物価高騰に伴う負担を軽減し、生活を支援する効果があった。	健康福祉局
37	単	先端設備等導入支援補助金	①中小企業者が行うエネルギー価格高騰の影響や人手不足に対応するための省力化・合理化等を図ろうとする前向きな取組を促進するため、労働生産性を向上させる先端設備等の導入を支援する。 ②中小企業者への補助金及び事務費 ③補助金額 認定件数15件×平均補助金額2,200千円=33,000千円 事務経費 人材派遣委託料776千円 ④中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者	I. 物価高から国民生活を守る	33,776,000	4,800,413	【交付件数】 2件 【実績】 市内中小企業者の労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助	【必要性】 中小企業者が行うエネルギー価格高騰の影響や人手不足に対応するための省力化・合理化等を図ろうとする前向きな取組を促進できるよう労働生産性を向上させる先端設備等の導入を支援する必要があった。 【効果】 中小企業者の省力化・合理化等を図ろうとする投資の促進、労働生産性の向上に効果があった。	産業振興局

(※1)「補助」は国の補助事業の市負担に交付金を充当しているもの、「単独」は市単独事業に交付金を充当しているものを表します

(※2)経済対策との関係は国が定める以下の類型に沿って、事業ごとに分類しています

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(No.1~No.33)

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	⑤-IV-1. ウイズコロナ下での感染症対応の強化
II. コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応	④-I. 原油価格高騰対策 ④-II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策 ④-III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等 ④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(No.34~No.37)

I. 物価高から国民生活を守る
